

表3 その他の牛肉・豚肉関連分野の合意内容

品目名	合意内容
牛肉臓（ハラミ等）	現行12.8%の関税を、初年度6.4%（▲50%）とし、以降毎年同じ割合で削減し、13年目に撤廃
牛タン	現行12.8%の関税を、初年度6.4%（▲50%）とし、以降毎年同じ割合で削減し、11年目に撤廃
牛肉30%未満の調製品	現行21.3%の関税を、毎年同じ割合で削減し11年目に撤廃
その他牛肉関連（牛生体、肝臓、その他調製品等）	現行関税を、毎年同じ割合で削減し16年目に撤廃
豚肉調製品（ハム・ベーコン等差額関税のもの）	現行関税を、初年度▲50%とし、以降毎年段階的に削減し11年目に撤廃 セーフガードあり
豚肉調製品（ソーセージ等差額関税でないもの）	現行10～20%の関税を、毎年同じ割合で削減し6年目に撤廃
豚の冷蔵の内臓、肝臓（冷凍）	現行8.5%の関税を、毎年同じ割合で削減し11年目に撤廃
豚の冷凍の内臓	現行8.5%の関税を、初年度4.2%（▲50%）とし、以降毎年同じ割合で削減し8年目に撤廃
子豚	現行8.5%の関税を、即時撤廃
成豚（差額関税）	現行関税を、毎年同じ割合で削減し16年目に撤廃